

平成29年6月12日

小田原市長
加藤 憲一 様

小田原箱根商工会議所
会 頭 鈴木 悌介

市民の財産である三の丸地区を活かす整備の為、少年院移転後の跡地取得の意思表示を行う要望

天守閣を前にした現裁判所と検察庁が位置する三の丸地区は、わが市のこれからのまちづくりにとって貴重なかけがえのない土地であります。

小田原ならではの歴史資産を整備し、景観を守ることは今を生きる小田原市民の使命であるとともに、また、当該用地を観光振興のために施設整備に利活用し、国の内外から観光客を呼び込み、交流人口を増やし、経済を活性化することこそ、わが市にとって、最善かつ必須の地方創生策であります。

先般その実現に向けて官民挙げての体制で研究会が立ち上がった「平成の城下町・宿場町構想」においても最重要な場所と位置付けられています。もし、現在地での建て替えがなされると当該地は今後50年間は手が付けられなくなり、市が大手門復元のために取得した隣接地も使えず、その購入資金は無駄になります。この2つの施設の移転により、大手門から馬出門、銅門、常盤木門から本丸へと歴史資料で確認ができていた江戸時代の正規登城ルートが確立、再現でき、強力な小田原観光のコンテンツになります。

たとえその実現に時間がかかっても、裁判所と検察庁施設の移転をしかるべき先宛てに官民、全市を挙げて要望してまいりましょう。

その際には移転先を提案することが必須であります。つきましては、小田原市におかれまして、その候補地の1つとして少年院移転の際にはその跡地を購入したい旨の意思表示をすることを強く要望いたします。